

制限付き一般競争入札執行公告について

制限付き一般競争入札により契約を締結するので、下記のとおり公告します。

1 入札に付する事項

件名	宍粟材活用児童生徒用学習機購入	
納入場所	宍粟市山崎町鹿沢 地内他	
納入期限	令和 9 年 3 月 31 日限	
入札参加形態	単体企業	
入札保証金	免除	
契約保証金	契約金額の10/100以上の契約保証金を要します。ただし、200万円以下の契約等にあつては免除することがあります。	
予定価格	落札者決定後に公表します。	
最低制限価格制度	なし	
現場説明会	なし	
契約書	市が定めた契約書による	
議会の議決	予定価格2千万円以上の動産(物品)の売買契約については、議会の議決を要するため落札後仮契約を締結し、議会の議決を得たときに本契約が成立するものとします。	
年割支払	なし	
前金払	なし	
部分払	なし	
契約条項等を示す場所	教育委員会事務局施設整備課	
その他	なし	

2 入札参加資格(宍粟市入札参加登録をしている者で以下の要件を満たすこと)

地域区分	市内業者として登録している者
登録業種	令和8年度 入札参加登録業種のうち物品(一般)「事務用家具」に登録している者 ただし、入札書提出期日までに上記業種に登録完了した者も可とします。
その他要件	1 地方自治法施行令第167条の4に規定する資格制限に該当しないこと。 2 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、それぞれの申立てがなされた者であっても、公告日の前日までに裁判所から更生又は再生計画の認可決定を受けたものはこの限りではありません。 3 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3 入札に関する質疑回答及び同等品確認

期限、提出先	公告の日から令和8年11月6日(金)午後1時0分まで(厳守) 教育委員会事務局施設整備課FAX(0790)63-1063 E-mail:shisetsuseibi-ka@city.shiso.lg.jp ※指定用紙により、FAX又はメール送信し、送信後は提出先まで必ず電話連絡してください。 教育委員会事務局施設整備課TEL(0790)63-3165 ※期日を過ぎたものや電話による質問は受け付けません。
回答	令和8年11月9日(月)午後1時0分以降、宍粟市ホームページに掲載します。

4 入札の日時及び方法

日時	令和8年11月13日(金) 午後4時30分 必着 (※提出期限までに入札書の提出がない場合は、無効とします。)	
方法	簡易書留郵便に限る。 (持参及び普通郵便は認められません。) ※入札書については所定の様式とします。	
提出先	宍粟市総務部財政課	
内訳書の提出	なし	

5 開札の日時及び場所

開札日時	令和8年11月17日(火)午前9時0分 ※開札時間が前後する場合があります。	
開札場所	宍粟市本庁舎4階 401会議室 ※開札の様子はご自由に観覧いただけます。	
開札結果の公表	落札者が決定した後、予定価格、落札者名及び落札金額並びに入札参加者名及び入札参加者全員の応札金額について、ホームページにて公表します。	

6 その他

注意事項	1 納品等にかかる詳細な事項については、仕様書を確認の上入札してください。
無効となる入札	1 入札に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札 2 その他、宍粟市入札のしおり第11に該当する入札
入札に関する条件	
1	関係法令、宍粟市入札のしおりを遵守し入札に参加してください。
2	入札執行の際に内訳書等添付書類の提出を指示している場合は、必ず提出してください。（提出なき場合は、「無効扱い」。）
入札書に関しての注意事項	
1	入札書については所定の様式とします。
2	入札金額は、特に指示したとき以外は、契約対象となる1件ごとの総価格とします。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。ただし、特に指示したときはこの限りではありません。
3	入札金額の頭に、¥マークを入れること。※¥マークが無い場合は、無効とします。
4	入札書の日付は、開札日ではなく、入札書を作成した日付とします。（公告日から入札期限までの間の日付であればいつでも可）※開札日を記載した場合や記載が無い場合は、無効とします。
5	契約方法欄に電子契約の希望の有無を記載してください。なお、電子契約を希望する場合は、契約業務に使用するメールアドレスを記載してください。
封筒に関しての注意事項	
1	封筒（任意）表側に、「宍粟市郵便入札専用封筒様式」をノリ付けし、入札書を封入してください。 上記の様式は、「宍粟市ホームページ」⇒「事業者の方へ」⇒「入札」⇒「入札公告」⇒「入札封筒について」で確認できます。
2	専用封筒様式に件名、入札参加者が法人であるときは名称及び代表者名を、個人であるときは商号及び氏名を記載してください。
契約の締結	
1	契約金額が1件1千万円以上の場合には、登記事項証明書（契約締結の予定の日から3ヶ月以内のもので、現在の役員等に変更がないもの。写し可）を提出してください。また、下請契約についても同様の取扱いとします。
2	入札に関し公正な入札を害する行為の存在が認められた場合は、契約を締結しません。また、契約締結後であっても公正な入札を害する行為の存在が認められた場合は、契約を解除することがあります。
3	契約締結後、宍粟市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第5条に該当することが判明した場合には、契約を解除し違約金を徴収します。
その他	
1	受注者又はその下請業者が、暴力団員等から不当介入を受けたにもかかわらず、警察への届出等並びに発注者への報告を怠ったときは、指名停止の対象となります。